

よくある質問（入山料の減免）

令和8年4月20日更新

番号	項目	質問内容	回答
1	共通	どのような人が入山料の減免対象になりますか。	静岡県手数料徴収条例施行規則（以下、「手数料規則」）では、障がい者やその介護者、教育課程に基づく教育活動として入山する児童・生徒等、その児童・生徒等を引率する者については、申請により入山料の免除を受けることができると規定しています。
2	共通	入山料の減免申請の手続はどのように行えば良いですか。	静岡県富士山世界遺産課ホームページに掲載の申請フォームから、入山予定日の2週間前までに、申請をお願いします。県で内容審査後、減免承認通知書を発行します。詳細はホームページを御確認ください。
3	共通	入山料の減免申請書は押印が必要ですか。（郵送やFAXの場合）	押印不要です。
4	共通	入山料が減免となる場合も、「静岡県FUJI NAVI」アプリの登録が必要ですか。	入山料の減免申請が承認された場合は、「静岡県FUJI NAVI」アプリでは入山手続を行っていただくことができません。減免承認通知書を発行する際に、入山の届出書等の必要書類を送付しますので、必要書類を作成の上、当日、各五合目登山口の受付場所に御提出ください。 ※「静岡県FUJI NAVI」アプリでは気象情報のプッシュ配信やマップ機能を活用した安全登山支援などが充実しており、アプリから入山手続を行わない場合でも御利用いただけますので、ぜひダウンロードください。
5	共通	入山料の減免申請が承認されたが、間違えて「静岡県FUJI NAVI」アプリで入山料を支払い入山証を取得してしまった。どうしたら良いか。	「静岡県FUJI NAVI」アプリで取得した入山証のキャンセルは、事前登録ページの「購入済みチケット一覧」から、変更したい予定を選択することで行うことができます。キャンセルに伴う手数料は発生しません。キャンセルした場合は、お支払い時の決済方法に全額が返金されます。なお、有効期間（入山日当日の23:59まで）を過ぎた場合、自己都合による予定の変更・キャンセルはできませんので、御注意ください。また、入山証認証後の払戻しについては対応いたしかねますので、御了承ください。

番号	項目	質問内容	回答
6	共通	入山料の減免申請をした場合、事前学習や規制時間帯（午後2時から翌午前3時まで）の宿泊は免除されますか。	本申請は、入山料の免除に係る手続です。本申請をもって、事前学習及び規制時間帯の宿泊については、免除となりませんので、御注意ください。
7	共通	入山料の減免申請を行う場合、事前学習はどのように行えば良いですか。	減免対象となる方の事前学習の方法については、減免承認通知書を発行する際に、御案内します。
8	共通	入山料の減免申請はいつまでに行えば良いですか。	原則、入山予定日の2週間前までに申請してください（必着）。例年、多くの申請があり、状況によっては処理に時間を要する場合があります。登山計画が決定次第、速やかに申請をお願いします。
9	共通	入山日や入山人数に変更が生じました。どうすれば良いですか。	<p>申請内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告をお願いします。なお、承認後、内容に変更が生じた場合は、次のとおり対応ください。</p> <p>①入山日の変更：実際の入山日にて、入山の届出書等を作成し、入山当日に各五合目登山口の受付場所に御提出ください。なお、追加で複数回登山を行う場合には、登山回数分、減免申請をしていただきますようお願いします。</p> <p>②人数の変更（減少）：実際の入山人数及び氏名にて、入山の届出書等を作成し、入山当日に各五合目登山口の受付場所にて御提出ください。</p> <p>③人数の変更（増加）：速やかに県までお知らせください。</p> <p>④登山の中止：対応不要です。</p> <p>詳細は、減免承認通知書を発行する際に、御案内します。</p>
10	障がい者、介護者	入山料の減免対象となる障がい者とはどのような人ですか。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給証、登録者証（指定難病要支援者証明事業による証明）の証明を受けている方が対象となります。

番号	項目	質問内容	回答
11	障がい者、介護者	申請に添付する障害者手帳の写しは代表者の分のみでも良いですか。	障がい者（含難病）として、減免申請される方、全員分の手帳又は証明書を証拠書類として添付してください。
12	教育課程に基づく教育活動	学校単位で行う教育活動であれば入山料の減免対象となりますか。	手数料規則では、学校の教育課程に基づく教育活動については、入山料の免除対象になると規定しています。学校の教育課程内の活動であることが分かる資料（しおり等）を添付の上、申請をお願いいたします。
13	教育課程に基づく教育活動	入山料の減免申請は学校から教育旅行の手配を依頼されているツアー会社で行っても構わないでしょうか。	学校の管理監督のもと、事故防止及び公衆衛生のための措置を十分に講じた上で、登山を行っていただきたいため、申請は学校の責任のもと、学校長名にて行っていただくようお願いいたします。
14	その他	幼稚園で実施する富士山での行事は入山料の減免対象となりますか。	学校の教育課程に基づく教育活動により減免対象となる機関は、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、高等専門学校としています。 ただし、幼稚園等の施設の行事として <u>自然観察を行うために</u> 入山する幼児・児童等、その幼児・児童等を引率する者については、知事が特別に認める場合として、内容を個別に審査した上で、入山料減免の対象とすることとします。